

金沢大学理学部生物学科・  
理工学域自然システム学類生物学コース  
同窓会規約

制定 1959年 4月 1日

改正 1999年 8月 7日

改正 2010年 11月 6日

第1条 名称

本会は金沢大学理学部生物学科・理工学域自然システム学類生物学コース同窓会（略称、金沢大学理学系生物学同窓会）と称し、本部を同コースに置く。必要に応じて支部を置くことができる。

第2条 目的

会員相互の親睦を目的とする。

第3条 会員

本会は以下の会員によって構成する。

- (1) 普通会員 同学科・同コースを卒業した者、およびこれらに関連する大学院専攻課程を修了した者。
- (2) 特別会員 同学科・同コースに関連した分野の現教職員と旧教職員。

第4条 役員

本会に次の役員を会員より選出し、会務に当たる。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に支障がある場合代行する。
- (3) 幹事 若干名 庶務・会計などの会務に当たる。

第5条 運営

本会の運営は役員会および総会により行う。

- (1) 役員会 会の運営上必要と認めるときに開催する。
- (2) 総会 役員会の発議、3分の1以上の会員より要請されたときに開催する。

第6条 事業

本会は、必要に応じて実行委員会を結成し、会員名簿の発行、懇親会、その他の事業を行う。

第7条 会計

本会の運営費は、諸種の事業経費、寄付金などで賄う。

第8条 付則

- (1) 規約の改正は総会での承認を受けなければならない。
- (2) 本規約は2010年11月6日より発効する。